

令和4年 第2回 福岡市東区選挙管理委員会

2月18日（金）

【 議 題 】

- 1 議案第4号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第5号 在外選挙人名簿から抹消する者について

<次回以降日程>

委員会 令和4年3月1日（火） 午前10時00分～

議案第4号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年2月18日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 959人 |
| | 内訳 死亡者 | 286人 |
| | 市外転出者 | 673人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年2月18日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和4年2月18日 抹消者数

投	票	区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	馬出	第一	2	0	2	18	11	29	20	11	31
2	馬出	第二	1	2	3	9	12	21	10	14	24
3	箱崎	第一	5	2	7	13	17	30	18	19	37
4	箱崎	第二	4	7	11	14	13	27	18	20	38
5	箱崎	第三	3	0	3	12	6	18	15	6	21
6	菅松	第一	1	1	2	15	12	27	16	13	29
7	菅松	第二	3	2	5	17	15	32	20	17	37
8	菅松	第三	3	5	8	14	16	30	17	21	38
9	松島	第一	1	2	3	19	10	29	20	12	32
10	松島	第二	1	0	1	10	7	17	11	7	18
11	名島	第一	3	8	11	10	7	17	13	15	28
12	名島	第二	1	5	6	6	6	12	7	11	18
13	千早		3	4	7	18	16	34	21	20	41
14	千早	西	2	7	9	15	4	19	17	11	28
15	香陵		1	2	3	2	1	3	3	3	6
16	香椎	浜	4	4	8	3	8	11	7	12	19
17	城	浜	1	2	3	1	2	3	2	4	6
18	多々良	第一	7	3	10	12	7	19	19	10	29
19	多々良	第二	3	1	4	3	1	4	6	2	8
20	八田		2	5	7	4	1	5	6	6	12
21	青葉	第一	3	3	6	1	1	2	4	4	8
22	青葉	第二	5	0	5	6	0	6	11	0	11
23	舞松原	第一	1	3	4	3	2	5	4	5	9
24	舞松原	第二	1	3	4	4	6	10	5	9	14
25	若宮	第一	2	5	7	5		5	7	5	12
26	若宮	第二	2	1	3	3	7	10	5	8	13
27	香椎	第一	1	1	2	10	12	22	11	13	24
28	香椎	第二	2	1	3	9	7	16	11	8	19
29	香椎下原	第一	0	5	5	4	3	7	4	8	12
30	香椎下原	第二	6	5	11	9	10	19	15	15	30
31	香椎東	第一	1	2	3	6	11	17	7	13	20
32	香椎東	第二	1	4	5	4	1	5	5	5	10
33	香住ヶ丘	第一	7	2	9	16	25	41	23	27	50
34	香住ヶ丘	第二	0	4	4	6	7	13	6	11	17
35	和白	第一	4	7	11	10	5	15	14	12	26
36	和白	第二	3	1	4	3	5	8	6	6	12
37	三苦		1	2	3	7	9	16	8	11	19
38	奈多	第一	8	6	14	3	5	8	11	11	22
39	奈多	第二	1	1	2	1	0	1	2	1	3
40	美和台	第一	5	4	9	4	3	7	9	7	16
41	美和台	第二	6	5	11	6	5	11	12	10	22
42	和白東	第一	14	6	20	4	4	8	18	10	28
43	和白東	第二	3	2	5	3	4	7	6	6	12
44	西戸崎	第一	4	6	10	1	5	6	5	11	16
45	西戸崎	第二	0	3	3	1	1	2	1	4	5
46	志賀	第一	4	0	4	1	0	1	5	0	5
47	志賀	第二	0	1	1	1	0	1	1	1	2
48	志賀	第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	照葉	第一	2	0	2	4	3	7	6	3	9
50	照葉	第二	2	1	3	5	5	10	7	6	13
	合計		140	146	286	355	318	673	495	464	959

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和4年1月20日現在登録者数			令和4年2月18日消抹			移替						令和4年2月18日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	消抹			登録			男	女	計			
							男	女	計	男	女	計						
1 馬出第一	2,596	2,913	5,509	20	11	31			0			0			0	2,576	2,902	5,478
2 馬出第二	2,184	2,289	4,473	10	14	24			0			0			0	2,174	2,275	4,449
3 箱崎第一	2,640	3,001	5,641	18	19	37			0			0			0	2,622	2,982	5,604
4 箱崎第二	2,956	2,975	5,931	18	20	38			0			0			0	2,938	2,955	5,893
5 箱崎第三	2,779	3,244	6,023	15	6	21			0			0			0	2,764	3,238	6,002
6 笹松第一	2,838	2,542	5,380	16	13	29			0			0			0	2,822	2,529	5,351
7 笹松第二	3,664	3,744	7,408	20	17	37			0			0			0	3,644	3,727	7,371
8 笹松第三	3,102	2,859	5,961	17	21	38			0			0			0	3,085	2,838	5,923
9 松島第一	2,905	2,368	5,273	20	12	32			0			0			0	2,885	2,356	5,241
10 松島第二	3,162	3,233	6,395	11	7	18			0			0			0	3,151	3,226	6,377
11 名島第一	4,463	4,902	9,365	13	15	28			0			0			0	4,450	4,887	9,337
12 名島第二	1,932	2,102	4,034	7	11	18			0			0			0	1,925	2,091	4,016
13 千早	4,512	5,831	10,343	21	20	41			0			0			0	4,491	5,811	10,302
14 千早西	2,505	2,918	5,423	17	11	28			0			0			0	2,488	2,907	5,395
15 香陵	1,891	2,324	4,215	3	3	6			0			0			0	1,888	2,321	4,209
16 香椎浜	2,690	3,555	6,245	7	12	19			0			0			0	2,683	3,543	6,226
17 城浜	1,121	1,543	2,664	2	4	6			0			0			0	1,119	1,539	2,658
18 多々良第一	4,966	4,405	9,371	19	10	29			0			0			0	4,947	4,395	9,342
19 多々良第二	1,057	1,203	2,260	6	2	8			0			0			0	1,051	1,201	2,252
20 八田	2,517	3,179	5,696	6	6	12			0			0			0	2,511	3,173	5,684
21 青葉第一	2,504	2,959	5,463	4	4	8			0			0			0	2,500	2,955	5,455
22 青葉第二	1,986	2,203	4,189	11	0	11			0			0			0	1,975	2,203	4,178
23 舞松原第一	1,762	2,005	3,767	4	5	9			0			0			0	1,758	2,000	3,758
24 舞松原第二	2,104	2,553	4,657	5	9	14			0			0			0	2,099	2,544	4,643
25 若宮第一	2,452	2,701	5,153	7	5	12			0			0			0	2,445	2,696	5,141
26 若宮第二	1,424	1,495	2,919	5	8	13			0			0			0	1,419	1,487	2,906
27 香椎第一	2,858	3,098	5,956	11	13	24			0			0			0	2,847	3,085	5,932
28 香椎第二	2,121	2,392	4,513	11	8	19			0			0			0	2,110	2,384	4,494
29 香椎下原第一	1,595	1,667	3,262	4	8	12			0			0			0	1,591	1,659	3,250
30 香椎下原第二	4,430	4,035	8,465	15	15	30			0			0			0	4,415	4,020	8,435
31 香椎東第一	2,915	3,137	6,052	7	13	20			0			0			0	2,908	3,124	6,032
32 香椎東第二	2,431	2,696	5,127	5	5	10			0			0			0	2,426	2,691	5,117
33 香住ヶ丘第一	4,470	4,242	8,712	23	27	50			0			0			0	4,447	4,215	8,662
34 香住ヶ丘第二	2,370	2,764	5,134	6	11	17			0			0			0	2,364	2,753	5,117
35 和白第一	2,436	2,578	5,014	14	12	26			0			0			0	2,422	2,566	4,988
36 和白第二	2,709	3,063	5,772	6	6	12			0			0			0	2,703	3,057	5,760
37 三苦	3,545	3,830	7,375	8	11	19			0			0			0	3,537	3,819	7,356
38 奈多第一	2,364	2,762	5,126	11	11	22			0			0			0	2,353	2,751	5,104
39 奈多第二	1,179	1,370	2,549	2	1	3			0			0			0	1,177	1,369	2,546
40 美和台第一	2,951	3,381	6,332	9	7	16			0			0			0	2,942	3,374	6,316
41 美和台第二	3,127	3,589	6,716	12	10	22			0			0			0	3,115	3,579	6,694
42 和白東第一	2,608	2,880	5,488	18	10	28			0			0			0	2,590	2,870	5,460
43 和白東第二	2,317	2,585	4,902	6	6	12			0			0			0	2,311	2,579	4,890
44 西戸崎第一	1,815	2,066	3,881	5	11	16			0			0			0	1,810	2,055	3,865
45 西戸崎第二	565	641	1,206	1	4	5			0			0			0	564	637	1,201
46 志賀第一	436	498	934	5	0	5			0			0			0	431	498	929
47 志賀第二	77	105	182	1	1	2			0			0			0	76	104	180
48 志賀第三	113	127	240	0	0	0			0			0			0	113	127	240
49 照葉第一	1,258	1,350	2,608	6	3	9			0			0			0	1,252	1,347	2,599
50 照葉第二	2,758	3,068	5,826	7	6	13			0			0			0	2,751	3,062	5,813
合計	122,160	132,970	255,130	495	464	959	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121,665	132,506	254,171

議案第 5 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

1 抹消する者の数 2 人

内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 2 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和 4 年 2 月 18 日

※参考：在外選挙人登録数（東区）			
男	39 人	女	99 人
計	138 人		
(R4. 2. 18 委員会終了後)			

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。